

○国立大学法人埼玉大学現物資産寄附活用基金規程

〔令和5年3月16日〕
〔規則第76号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学基金規則(以下「基金規則」という。)第4条第3項の規定に基づき、埼玉大学基金に特定基金として置く国立大学法人埼玉大学現物資産寄附活用基金(以下「現物資産寄附活用基金」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 現物資産寄附活用基金は、現物資産(寄附者が現物資産寄附活用基金に組み入れることを指定した財産(動産、不動産、有価証券等の評価性資産に限る。)をいう。以下同じ。)により国立大学法人埼玉大学における教育研究活動、社会連携活動等の充実に資することを目的とする。

(事業)

第3条 現物資産寄附活用基金は、前条の目的を達成するため、国立大学法人法第22条第1項第1号から第5号までに掲げる業務のうち、基金規則第3条第1号から第4号までに掲げる事業に充てるものとする。

(基金の構成)

第4条 現物資産寄附活用基金は、寄附者がこの基金に組み入れることを指定した現物資産及びその運用益その他基金規則第6条に規定する基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議を経て学長が組み入れることを決定した現物資産及び運用益をもって構成する。

(現物資産の受入れ)

第5条 現物資産寄附活用基金への受入れは、運営委員会の議を経て学長が決定する。

(現物資産寄附活用基金の管理)

第6条 現物資産寄附活用基金の運用、使途の特定、買い換え及び売却等については、運営委員会の議を経て学長が決定する。

(基金明細書)

第7条 学長は、現物資産寄附活用基金の状況等を明らかにした現物資産活用基金明細書(別記様式)を作成し、監事の監査を受け事業年度終了後3か月以内に文部科学大臣に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の開始の日から5年間保存しなければならない。

(事業年度)

第 8 条 現物資産寄附活用基金の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(事務)

第 9 条 現物資産寄附活用基金の事務は、関係部課の協力を得て、総務部広報渉外課において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、現物資産寄附活用基金に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 16 日から施行する。

〇〇事業年度
現物資産活用基金明細書
(〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)

国立大学法人埼玉大学

1. 基金の期末の状況

区 分	金 額	備 考
現金 (特例寄附資産を除く。)		
資産 (特例寄附資産を除く。)		
小 計		
特例寄附資産等		
土地		
(所在地、数量)		
建物		
(名称、所在地、数量)		
設備等		
(名称、所在地、数量)		
有価証券		
(有価証券の種類、銘柄、数量)		
現預金①		
(特例寄附資産等の取得に充てることとなるもの)		
現預金② (①以外)		
内訳 配当金等		
配当金等以外のもの		
その他		
(名称、所在地、数量等)		
小 計		
合 計		

2. 基金財産の運用によって生じた利子その他収入金の支出状況

支出の用途	支出額	備 考
合 計		

3. 寄附者への還元の有無

当期における寄附者への還元の有無	具体的事例

4. 基金で管理しなくなった財産の有無

当期において基金で管理しなくなった特例寄附資産の有無	理 由

【記載要領】

- ① 「特例寄附資産等」とは租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「施行令」という。）第25条の17第7項第2号イ又はロ(2)に規定する方法により管理するものを指す。なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条に基づき受け入れた資産を施行令第25条の17第7項第2号イ又はロ(2)に規定する方法によりに基づき管理することとした資産を含む。
- ② 特例寄附資産については、別紙1を用いて資産ごとに当該特例寄附資産の詳細について記載すること。なお、2の利子その他収入金によって資産を取得した場合は、当該資産について「1. 基金の期末の状況」に当該資産を記載するとともに、当該資産ごとに別紙2を用いて当該資産の詳細について記載すること。
- ③ 特例寄附資産については、当該資産を国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第1号から第5号までの業務のどの業務に充てているか（充てる予定であるか）、備考欄に記載すること（有価証券及び現金等を除く。）。
- ④ 特例寄附資産の項目中の「現預金①」は、今後、特例寄附資産の取得に充てることとなるものを記載すること。
- ⑤ 特例寄附資産の項目中の「現預金②」の内訳に記載している「配当金等以外のもの」とは、基金の運用益等で取得した資産（別紙2に記載の資産）の譲渡による収入金等をいう。
- ⑥ 2の備考欄には、支出の用途が国立大学法人法第22条第1項第1号から第5号までのどの規定に該当するかを記載すること。
- ⑦ 3の「寄附者への還元」とは、受け入れた資産を売却するに当たって寄附者、寄附者の親族等関係者又は寄附者が予め指定した者に売却した場合、その他寄附者の所得税やその親族等の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させるものを言う。

(別紙 1)

基金に組み入れた特例寄附資産の状況

1. 当該特例寄附資産の基金組入時の状況等 寄附者に関する事項

特例資産の 寄附者	フリガナ	
	氏名	
	住所又は居所	

当該特例寄附資産の明細

種類	細目 (地目、構造、 名称、銘柄等)	所在地	数量 (面積等)	取得価格	贈与等の時にお ける価格	贈与等を受け た年月日	基金明細書との 対応関係	備考

2. 当該特例寄附資産の買換え後の状況

買換資産及び特例寄附資産の分割譲渡等による残存資産の明細

買換又は 残存資産	種類	細目	所在地	数量	買換資産の取得価格等			買換資産の 取得年月日 等	基金明細書との 対応関係	備考
					うち、当該特例 寄附資産の譲 渡収入の充当 額	うち、その他 の特例寄附資産 の譲渡収入の 充当額	うち、その他 の充当金額			

【記載要領】

- ① 特例寄附資産として当該基金に組み入れた資産ごとに作成すること。
- ② 当該特例寄附資産を買換えた場合には、そのすべての買換えについて時系列で記載すること。
- ③ 基金明細書との対応関係には、明細書に記載している特例寄附資産に対応する資産の番号(例：土地①)を記載すること。
- ④ 現金を保有している場合には、買換資産として記載すること。また、今後の使用予定を備考欄に記載すること。
- ⑤ 備考欄には、売却益を充てる買換資産、当該資産の売却額、分割譲渡して譲渡した場合の残存資産の状況等について記載すること。
- ⑥ 特例寄附資産の分割譲渡等による残存資産の価格の記載について、寄附を受けた資産を分割譲渡等した場合は、贈与等の時における価格を分割譲渡の割合で按分した価格、買換資産を分割譲渡等した場合は、当該買換資産の取得価格を分割譲渡の割合で按分した価格を記載すること。

(別紙2)

基金の運用益等で取得した資産の状況

1. 当該資産の取得時の状況等

当該資産の明細

種類	細目 (地目、構造、名称、銘柄等)	所在地	数量 (面積等)	取得価格	取得年月日	基金明細書との 対応関係	備考

2. 当該資産の買換え後の状況

買換資産及び特例寄附資産の分割譲渡等による残存資産の明細

買換又は残 存資産	種類	細目	所在地	数量	買換資産の取得価格等		買換資産の取得 年月日等	基金明細書との 対応関係	備考
					うち、当該資 産の譲渡収入 の充当額	うち、その他 充当金額			

【記載要領】

- ① 運用益等により取得し、基金に組み入れた資産ごとに作成すること。
- ② 当該資産を買換えた場合には、そのすべての買換えについて時系列で記載すること。
- ③ 基金明細書との対応関係には、明細書に記載している特例寄附資産に対応する資産の番号(例：土地①)を記載すること。
- ④ 「1. 当該資産の取得時の状況等」欄に記載の資産を譲渡し、その譲渡代金を特例寄附資産の取得資金の一部に充てた場合は、別紙1「2. 当該特例寄附資産の買換え後の状況」欄に記載することとし、「2. 当該資産の買換え後の状況」に記載しないこと。